

回 覧 令和8年7月1日（三股町） 代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆わくわく教室(9月開講分)の受講生を募集します
	2	◆町はたちの成人式実行委員を募集しています
〈お知らせ〉		◆町長選挙、町議会議員選挙の予定について
	3	◆水道基本料金(8月、10月請求分)を免除します ◆町民だけが使える太陽光発電設備の補助金、知っていますか？
	4	◆7月1日(水)から、国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります
	5	◆令和8年度から国民健康保険税の税率を変更します ◆令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります
	6	◆「サマージャンボプレミアム」、「サマージャンボ宝くじ」、「サマージャンボミニ」が発売されます！ ◆8月は「人権啓発強調月間」です！
	7	◆みまたんハッピー健康測定会(体力テスト)を実施します カラダ年齢を測ってみませんか？ ◆認知症なんでも相談「縁がわ」に来て話しませんか？
	8	◆緩やかにつながろう♪ オレンジカフェ(認知症カフェ)



【7月1日スタート】町役場の窓口受付時間が変わります！

オンライン申請が可能な行政手続きや、コンビニでの証明書交付数が増加している現状を踏まえ、以下のとおり、窓口受付時間が変更となります。業務の効率化と町民サービスの品質向上を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○開始日
7月1日(水)

○受付時間
(変更前)午前8時30分～午後5時

○対象施設
町役場庁舎
(本館、新館/上下水道局含む)
町中央公民館、町健康管理センター

(変更後)午前8時45分～午後4時30分



【お問い合わせ】

企画商工課 企画政策係 ☎52-1114 (直通)

町公式サイト

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈お知らせ〉	8	◆認知症介護 家族の集い～ひとりで抱えなくて大丈夫です～
	9	◆中高生親子向け 認知症サポーター養成講座を実施します ◆認知症講演会を開催します
	10	◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈保健と福祉〉 (一般)		◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます
〈保健と福祉〉 (高齢者)	11	◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します ◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例は次のとおりです ◆後期高齢者医療保険の障害認定申請を知っていますか？
	12	◆後期高齢者医療被保険者の「資格確認書」有効期限更新について ◆後期高齢者医療資格確認書の任意記載事項について ◆敬老祝い金を支給します
〈農林畜産業関連〉	13	◆町スマート農業推進事業を実施します ◆町農業後継者支援事業を実施します
	14	◆水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)が行われます ◆令和9年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ・サル用)」・「ワイヤーメッシュ柵」の申し込みを受け付けます
〈相 談〉	15	◆各種相談

◆わくわく教室(9月開講分)の受講生を募集します

町教育委員会では、生涯学習教室「わくわく教室」3教室を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

【わくわく教室について】

- 申込人数が10人未満の場合や申込者のうち3分の2以上が本町に在住または在勤していない場合は、開講することができません。
- 定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります(先着順ではありません)。

①昭和のうたごえを一緒に

- 講 師 = 柚木崎 美紀代
- 開催場所 = 町中央公民館 第1研修室
- 教室の内容 = 音楽は心の薬です!! 童謡・唱歌・フォークソング・演歌・なつかしい歌などピアノに合わせてみんなで唄います。上手・下手は関係ありません。声を出すことで、健康で笑顔になります。認知症予防にもなります。
- 対象者・定員 = 60歳以上・定員なし
- 開催回数・開催日時 = 全10回・毎月第2・4火曜
午前10時～正午
- 準備するもの = 筆記用具、歌詞プリント(A4 サイズ)を入れるファイル
- 受講料 = 3,000円

②トールペイント教室

- 講 師 = 前原 直子
- 開催場所 = 町中央公民館 中会議室
- 教室の内容 = 水彩画(塗り絵と同じで下絵があり、それを筆でなぞっていくので初心者でも大丈夫です)
- 対象者・定員 = 成人(男女)・10人
- 開催回数・開催日時 = 全10回・毎月第2・4水曜
午前10時30分～午後0時30分

- 準備するもの = プラスティックトレイ(パレット代わり)、
キッチンペーパー(3枚 ほど)
エプロン、透明の空きビン(底の安定感のあるもの)
- 受講料 = 3,000円

③スマホ教室

- 講 師 = ソフトバンク株式会社
- 開催場所 = 町中央公民館 第1研修室
- 教室の内容 = 初心者や高齢者にも分かりやすいよう、デモ機を使用して体験型講座を実施します。
- 対象者・定員 = 成人(男女)・20人
- 開催回数・開催日時 = 全6回 毎月第2水曜 午前10時～正午
- 準備するもの = なし
- 受講料 = 1,800円



【申し込み方法など】

- 二次元コードからの電子申請または、町公式サイト、教育課(町中央公民館内)に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(町中央公民館内)に直接提出してください。
- 受付期間: 7月1日(水)～7月31日(金)まで
(窓口の受付時間は平日の午前8時45分～午後4時30分です)



申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724にお願いします。

◆町はたちの成人式実行委員を募集しています

令和9年1月5日(火)実施予定の「三股町はたちの成人式」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 令和8年4月2日～令和9年4月1日に20歳になる人

■活動内容 = ①8月から、平日の夜間または土日に数回集まり、企画・運営などについて話し合います。

※会議の日時は実行委員の都合に合わせます。

②参加者の中心となって、当日の運営を行います。

■応募方法 = 7月22日(水)までに、教育課生涯学習係に電話してください。



★お問い合わせは、教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)をお願いします

お知らせ

◆町長選挙、町議会議員選挙の予定について

町長選挙、町議会議員選挙の期日および立候補予定者説明会などを次のとおり計画していますのでお知らせします。

■立候補予定者説明会 =

○日時:7月8日(水)午後2時～4時

○場所:町役場4階第1・第2会議室

■立候補届出の受付【告示日】 =

○日時:8月25日(火)午前8時30分～午後5時

○場所:町役場4階第1会議室



■投票日 =

○日時:8月30日(日)午前7時～午後6時

○場所:町内各投票所(11箇所)

※開票は午後7時からを予定しています(場所=町立文化会館ホール)

■期日前投票 =

①町立文化会館エントランスホール

日時:8月26日(水)～8月29日(土)午前8時30分～午後8時

②第6地区分館(出張所)

日時:8月26日(水)午後3時～7時45分

③第9地区分館(出張所)

日時:8月27日(木)午前10時～午後7時45分

<お知らせ>

今回の選挙は、投票所2会場が、これまでと変更になります。

【第9投票所】

これまで…西部地区体育館→今回…第9地区分館

【第11投票所】

これまで…三股西小体育館→今回…三股西小第一放課後児童クラブ
(同校東隣)

※投票日、期日前投票についての詳細や投票区などについての情報は、選挙前に各世帯に送付する投票所入場券で確認してください。

★お問い合わせは、町選挙管理委員会☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆水道基本料金(8月、10月請求分)を免除します

物価高騰により経済的な負担が増加している家庭や事業者を支援するため、水道基本料金を免除します。

■対象者 = 本町に水道料金を納付している人

■手続き = 不要(免除後の料金を請求)

■免除の内容 = 8月、10月請求分の、2期分の水道基本料金が無料
(7月、9月検針分)

口径 (mm)	基本料金(税込) (2カ月当たり)
13	1,540 円
20	2,420 円
25	3,300 円
40	6,160 円
50	9,240 円
75	1 万 3,640 円



※基本料金を超えた(水の使用量に応じた)従量料金と下水道使用料および農業集落排水使用料は通常どおりの請求となります。

※一般家庭に設置されているメーターの口径は、主に13mm、20mmになります。

※基本料金の金額はメーターの口径によって異なります。メーターの口径は検針票で確認してください。

不明な点は上水道係に問い合わせてください。

★お問い合わせは、環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)
☎:52-9081(直通)をお願いします。

◆町民だけが使える太陽光発電設備の補助金、知っていますか？

太陽光発電設備の導入促進セミナーを開催します

町は、2050年のカーボンニュートラルを目指して、環境省の脱炭素重点対策実施地域の選定を受け、太陽光発電設備などに対して充実した補助事業を行っています。

今回のセミナーでは、家庭の電気代節約や災害時の備えとなる「太陽光発電システム」のメリットや活用できる町の補助金情報について、専門家が分かりやすくお伝えします。気軽に参加してください。

日 時	7月25日(土)午前10時～10時20分
会 場	町立文化会館内の会議室
料 金	無料

■講師 = 明 大典(あきら だいすけ)氏

※太陽光発電の専門家。九州電力ほか全国のセミナーに多数登壇。株式会社エネジオ代表。鹿児島県出身。



■申し込み方法 =

右の二次元コードから申し込んでください → → →

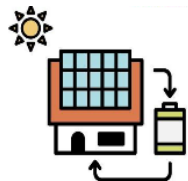
申し込みの期限は、7月22日(水)です。



家計負担の軽減になるの？

そんな疑問に分かりやすくお伝えします！

災害時に役立つってどういうこと？



★7月25日(土)に開催する、「らんま先生のeco実験パフォーマンスショー」との同時開催です。パフォーマンスショーは午前11時から開演となりますので、本セミナーに参加した後に、パフォーマンスショーをご覧ください。
なお、大人向けのセミナーとなりますので、セミナーの間、お子様はeco工作へ案内します。

また、町立文化会館入口付近では、eco活動普及イベントとして電気自動車などの展示や各種補助金の相談会も開催しています。

★お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆7月1日(水)から、国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人には国民年金の加入と、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★4月～令和9年3月分の国民年金保険料は、月額1万 7,920 円です。

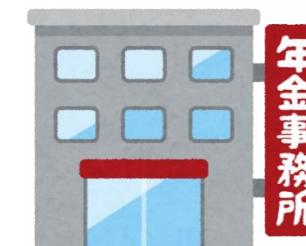
マイナポータルを利用した電子申請でいつでも申請ができます！
詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.ht



		納める保険料月額	所得審査の 対象者	老齢基礎年金を受けるための 資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納 付		1万 7,920 円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免 除	全 額 免 除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査		免除した 期間は、 年金額に	8分の4	が反映されます
	4分の3 免除 (4分の1納付)	4,480円				8分の5	
	半 額 免 除 (半 額 納 付)	8,960円				8分の6	
	4分の1 免除 (4分の3納付)	1万 3,440 円				8分の7	
納 付 猶 予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の 所得を審査		年金額に反映されません		
未 納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		



4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じた将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間または、一部免除を納付された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給資格期間に含まれます。

年金額を満額に近づけるためには、免除などの承認を受けた期間の保険料も10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの =

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類
(書類の例)離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など
※申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。
- ③別世帯の人が手続きする場合は、委任状、来庁者の身分証明書が必要です。

■申請開始日 = 7月1日(水)

■受付場所 = 町民保健課 国保年金係(町役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係 ☎:52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎:(代)23-2571 にお願ひします。
※音声案内が流れます。②→②を押してください

◆令和8年度から国民健康保険税の税率を変更します

■算定方式の変更内容＝

町の国民健康保険税の算定方式は、これまで、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の「4方式」としていましたが、令和8年度から資産割の税率を段階的に引き下げて、令和10年度から「資産割」を廃止した「3方式」に変更します。

■資産割廃止の経緯＝

宮崎県国民健康保険運営方針において、県内の国保加入者の税負担を公平なものとするため、将来的に県内同一の算定方式や税率にすることが定められました。その第一歩として、県内各市町村において算定方式を「3方式」に統一する取り組みが進められていることから、本町においても令和10年度から改正することとしました。

■激変緩和措置について＝

この改正に伴う急激な税額の変化を緩和するため、令和8年度から令和10年度までの3年間で段階的に資産割の税率を引き下げて廃止し、引き下げ相当分について所得割、均等割、平等割の税率を引き上げていきます。

【令和7年度】

4方式			
所得割(54.31%) (国保加入者の前年中の所得に応じて計算した金額)	資産割 (5.83%)	均等割(26.64%) (加入者1人当たりの金額)	平等割 (13.22%) (1世帯当たりの金額)



【令和8年度】

4方式			
所得割	資産割	均等割	平等割



【令和9年度】

4方式			
所得割	資産割	均等割	平等割



【令和10年度】

3方式		
所得割(50%)	均等割(35%)	平等割(15%)

■資産割廃止による影響＝

資産割廃止による影響は、各世帯の国保加入者数や所得状況などによって異なります。また、資産割廃止に伴う町全体の保険税減収分を所得割、均等割、平等割に配分するため、世帯によっては所得や加入者数に変更がなくても税額が増減する場合があります、その影響には次のような特徴があります。

■税額の増加が見込まれる世帯の特徴＝

・所得があり、かつ、固定資産がないもしくは少ない・・・所得割、均等割、平等割の増加による税額の増加が想定されます。

■税額の減少が見込まれる世帯の特徴＝

・所得がない、もしくは少ない、かつ、固定資産が多い・・・資産割額の減少による税額の減少が想定されます。

◆令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代、全経済主体が支える新しい仕組みです。

子ども・子育て支援金は、国民健康保険に加入している人は国民健康保険税から賦課徴収され、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などさまざまな政策に充てられます。

詳しくは、こども家庭庁の公式サイトを確認してください。



こども家庭庁公式サイト

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆「サマージャンボプレミアム」、「サマージャンボ宝くじ」、「サマージャンボミニ」が発売されます！

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
本町では、令和7年度は「緊急自然災害防止対策事業」に活用しました。

■販売期間 = 6月30日(火)～7月31日(金)

■主な当せん金 =

新登場『サマージャンボプレミアム』1等・前後賞合わせて12億円！

○1等 8億円 × 4本

○1等の前後賞各 2億円 × 8本

○2等 1億円 × 8本

※当せん本数は発売総額200億円・4ユニットの場合

『サマージャンボ宝くじ』1等・前後賞合わせて7億円！

○1等 5億円 × 20本

○1等の前後賞各 1億円 × 40本

※当せん本数は発売総額600億円・20ユニットの場合

『サマージャンボミニ』1等・前後賞合わせて5,000万円！

○1等 3,000万円 × 60本

○1等の前後賞各 1,000万円 × 120本

※当せん本数は発売総額180億円・6ユニットの場合

■販売場所 = 全国の宝くじ売り場

※サマージャンボは、PCやスマートフォンなど、インターネット購入できます！

■抽せん日 = 8月12日(水)

宝くじは、県内で買いましょう！

県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。

サマージャンボプレミアム12億円
(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

プレミアム：1枚 500円
ジャンボ・ミニ：1枚 300円

6月30日(火) 3種類同時発売!

発売期間 6/30(火)～7/31(金)

クーちゃん

公益財団法人 宮崎県市町村振興協会

◆8月は「人権啓発強調月間」です！

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと考えられています。

県では、夏休みなどで家族や友だちとのふれあいの機会が多い8月を「人権啓発強調月間」と定め、全市町村と連携して人権啓発に取り組んでいます。

この機会に、学校、家庭や地域で、人権尊重の大切さや思いやりについて、ぜひ話し合ってみてください。

本町では、強調月間に以下の取り組みを行います。

■「いきいきふれあいリレー啓発展」を開催します

県では、人権啓発のパネル展示を全市町村でリレーして実施する「いきいきふれあいリレー啓発展」を開催します。同啓発展では、県内の児童・生徒による「人権に関する作文やポスター」などが掲示されるほか、人権についての啓発用資料を準備しています。家族や友人と来場し、「人権」の大切さについて考えてみませんか？ 本町では、以下の日程で行いますので、ぜひご覧ください。

○開催期間：8月1日(土)～13日(木)

○開催場所：町立文化会館 エントランスホール

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311 にお願ひします。

◆みまたんハッピー健康測定会(体力テスト)を実施します
カラダ年齢を測ってみませんか？

毎年好評の測定会を実施します。この測定会では、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。この機会に自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみませんか。

参加料無料で、1時間ほどの簡単な測定会のため気軽に参加できます。ぜひ、お申し込みください。

- 日 時 = 8月2日(日)
受付時間 午前9時～
測定会 午前9時30分～10時30分

- 場 所 = 町体育館(空調あり)

- 内 容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・
急歩・立ち幅跳び・20メートルシャトルラン など
※年齢に応じた内容で実施します。

- 募集人員 = 30人程度
※定員になり次第締め切ります。
※20歳以上を測定対象としています(子ども同伴可)。

- 申込方法 = 右の二次元コードからの電子申請、または
電話で申し込みをお願いします。

- 申込期限 = 7月30日(木)

★お申し込み・お問い合わせは、町教育委員会 教育課
スポーツ振興係(町中央公民館内)☎:52-9313 をお願いします。



申し込みはこちらから

◆認知症なんでも相談「縁がわ」に来て話ませんか？

「以前に比べるとなんだか、怒りっぽくなった。機嫌よく過ごしてほしいのに…」
「置いた場所(しまった場所)が分からなくなって、探しものをすることが増えている気がする…」

「専門病院に行ってほしいけど、本人が『行かない』と怒るし、どうしたら…」
など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？

認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、ちょっと一息つきたい人、あなたのお話をお聞きます。

相談は無料で、**予約が必要です**。気軽に連絡してください。

期 日	毎週木曜日
時 間	午後1時30分～4時30分 ※相談時間は概ね1人45分程度
場 所	CO-ME ^コ KING SP ^{メーキング} ACE COME ^{スペース} (旧上米児童館西側)
内 容	認知症地域支援推進員や認知症の介護経験のあるサポーターが認知症に関する悩みやあなたの気持ちなどをお聞きます。
申込方法	予約が必要です。 予約の状況により、当日受付も行いますが人数に制限がありますので、相談を希望する人は、電話または二次元コードからお申し込みください。

★お問い合わせ・お申し込みは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。



申し込みはこちら

◆緩やかにつながろう♪ オレンジカフェ(認知症カフェ)

「オレンジカフェ」は、認知症の人とその家族、地域の人や専門職など誰もが「認知症」というキーワードの下に集まることができる「集いの場」です。

認知症のこと、ちょっと気になること、おしゃべりしながら、ゆったりと過ごしませんか？

もの忘れで悩んでいる人、認知症と診断されて不安を感じている人、その人の家族や認知症に関心のある人など、皆さんの参加をお待ちしています。

日 時	7 月 22 日(水) 午後1時30分～3時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
参 加 料	無料
内 容	その日によってさまざまなプログラムを組み合わせて行います。 会場に来るだけ、途中からの参加也大歓迎です。 活動を見ているだけでも構いません。 ○交流タイム・・・お茶を飲みながら自由におしゃべり ○専門職相談・・・介護・医療・生活の相談 専門職による簡単なストレッチ指導・排泄に関する相談など ○簡単なレクリエーション・・・カードゲームや気軽に楽しめる活動
申し込み	不要です。当日、会場へ直接お越しください。

★お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎:52－1246(平日の午前9時～午後4時まで)にお願いします。

◆認知症介護 家族の集い～ひとりで抱えなくて大丈夫です～

「これでいいのかな・・・」、「よそのお宅はどうしているのかな・・・」、「誰かに聞いてほしい」と思っていないですか？

認知症のある人の介護者同士、お互いの思いを語り合ったり、認知症への理解を深めたり、情報を交換したりしませんか？皆さんの参加をお待ちしています。

日 時	8月12日(水) 午後2時～3時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
参 加 料	無料
対 象	認知症のある人を介護している家族・介護者
内 容	介護の悩みや不安の共有 介護などのちょっとした工夫や体験談の紹介 専門職への相談 (介護や医療の資格を持つ認知症地域支援推進員が対応します) ※話を聞くだけの参加も歓迎します。
申し込み	不要です。当日、会場へ直接お越しください。



★お問い合わせは、高齢者支援課 地域包括支援センター(1 階 ⑦番窓口)

☎:52－9063(直通)にお願いします。

◆中高生親子向け 認知症サポーター養成講座を実施します

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者などに優しい地域づくりに取り組んでいます。

以下のとおり認知症サポーター養成講座を行います。

- 日 時 = 8月17日(月) 午後2時から
※受付は、開始時間の15分前から行います。
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
- 対象者 = 中学生とその保護者、高校生 定員50人
※中学生の参加については保護者同伴でお願いします。
- 内 容 = 認知症の基礎知識や認知症の人への接し方、サポーターとしてできることなどを講話や動画などを通して学びます。講座は、約90分を予定しています。受講証として特製「認知症サポーターステッカー」を差し上げます。
- 講 師 = 猪野 裕 氏
社会福祉法人スマイリング・パーク 法人理事
(看護)小規模多機能型居宅介護事業グループ統括責任者
社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、認知症ケア上級専門士、
宮崎県認知症ケア専門士会 会長
- 高校生活動発表 = 発表者:猪野 由愛さん、猪野 世愛さん
「笑顔のかけはしプロジェクト～つながりから育まれる地域の絆～」
中学生ボランティアとともに、1人暮らしの高齢者との交流会や支援活動を行っています。
- 参加費 = 無料
- 申込方法 = 次の二次元コード、または、電話でお申し込みください。
電話:町社会福祉協議会 ☎52-1246
平日:午前9時～午後4時まで
- 申込受付期間 = 7月14日(火)～8月14日(金)
(定員に達し次第受付終了)



申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246をお願いします。

◆認知症講演会を開催します

若年性認知症の妻を支え続けた家族、当時病院で相談支援に携わった支援者、それぞれの立場から、認知症とともに生きる日々についてお話しいただきます。介護を通して感じた戸惑い、支えや地域のつながりの大切さ、家族と支援者それぞれのかかわり方、そして、人と人との「絆」について実体験を交えながら、分かりやすくお伝えします。

認知症を“特別なこと”ではなく、自分や地域の身近なこととして考えるきっかけにしてみませんか？

日 時	8月26日(水) 午後2時～3時30分(予定) ※受付は、開始時間の30分前から行います。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
講 師	○猪野 裕 氏 社会福祉法人スマイリング・パーク 法人理事 (看護)小規模多機能型居宅介護事業グループ統括責任者 ○貴島 邦夫 氏 若年性認知症の妻を介護した経験者
対 象	町民または、町在勤、在学の人 定員 80 人
参 加 費	無料
申込期間	受付期間:7月21日(火)～8月21日(金) 定員に達し次第受付終了
申込方法	二次元コード または、電話でお申し込みください。 ① 二次元コード ② 電話での申し込み 町社会福祉協議会 ☎52-1246 平日:午前9時～午後4時まで
そ の 他	・駐車場は、町立文化会館西側の駐車場を利用してください。 ・上履き、脱いだ履き物を入れる袋などを持参してください。



申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人



■支援内容＝

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券16回分のバス利用券を10冊交付します(160回分)。

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は町内全域を走っています。
ぜひ利用してください♪

- バスの現在地や遅延情報、時刻表が確認できる
「三股町バス予報」のウェブサイトはこちら⇒
- 内ノ木場・梶山(中野・表川内・唐杉を含む)と市街地の移動で使える予約制のオンデマンドバスはこちら⇒
※電話でも予約できます。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

保健と福祉(一般)

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます

身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害・疾病などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団(寝具)の丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申込受付期間	8月3日(月)まで
サービス実施日	回収日 8月18日(火) 返却日 8月25日(火)
対象者	・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしで家族からの支援が受けにくい人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・そのほか、同様の理由が認められる場合

○対象者の選定は、利用の可否を決定の上、通知します。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します

【保険料の計算方法】

① 基礎賦課額(医療保険分)

「均等割額」= 5万6,300円 + 「所得割額」= 昨年の所得×10.08%

② 子ども・子育て支援金分

「均等割額」= 1,356円 + 「所得割額」= 昨年の所得×0.25%

この①と②を合計した金額が、令和8年度の保険料額となります。

※均等割額・・・被保険者全員が同額を負担する保険料

所得割額・・・被保険者の昨年中の所得によって決まる保険料

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。
詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」を確認してください。

◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例は次のとおりです

軽減割合	対象者(世帯主及び被保険者全員)の所得要件
7割	43万円 + (給与所得者等の数-1)×10万円 以下の世帯
5割	43万円 + 31万円×同じ世帯の被保険者数 + (給与所得者等の数-1)×10万円 以下の世帯
2割	43万円 + 57万円×同じ世帯の被保険者数 + (給与所得者等の数-1)×10万円 以下の世帯

※基礎賦課額(医療保険分)の7割軽減は、令和8・9年度に限り0.2割減額が上乗せされることから、7.2割軽減となります。

詳しくは、7月に郵送する「後期高齢者医療のしおり」や
宮崎県後期高齢医療広域連合の公式サイトを確認
してください。



県後期高齢医療広域連合
公式サイト

◆後期高齢者医療保険の障害認定申請を知っていますか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人(身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人)は、申請して認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると所得に応じて病院での一部負担金が1割、2割、3割のいずれかになります。

認定を受けるためには、町民保健課 国保年金係の窓口で申請してください。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人
ほか

申請に必要なもの

申請の基準に該当する各種手帳または
国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡票(※)
※現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当
(1階 ③番窓口) ☎:52-9632(直通)または、
宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎:0985-62-0921
をお願いします。

◆後期高齢者医療被保険者の「資格確認書」有効期限更新について

昨年7月、後期高齢医療保険の被保険者全員に「資格確認書」を送りました。
現在お持ちの資格確認書の有効期限は令和8年7月31日ですが、**令和8年度は以下の条件を基に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のどちらかが、宮崎県後期高齢者医療広域連合より7月中に送られてきます。**

		84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を持っている	直近1年で6回以上かつ直近3カ月以内に利用がある	資格情報のお知らせが交付されます	マイナ保険証の保有状態にかかわらず、資格確認書が交付されます
	上記以外（ほとんど利用していない）	資格確認書が交付されます	
マイナ保険証を持っていない			

- ※令和8年8月1日時点での年齢を基準としています。
- ※84歳以下でマイナ保険証を利用している人であっても、希望する人には資格確認書を交付できます。身分証明書をお持ちの上、町役場窓口で申請してください。
- ※マイナ保険証を利用すれば、資格確認書の提示は不要です。

◆後期高齢者医療資格確認書の任意記載事項について

現在お持ちの資格確認書に「限度区分」「特定疾病区分」などの任意記載事項が併記されている人は、年次更新で発送される資格確認書にも引き続き記載されます。
マイナ保険証を利用すればこれらの情報も取得できるため、資格情報のお知らせには任意記載事項は記載されません。
入院などで限度区分などが併記された資格確認書が必要な人は、町役場窓口で発行します。発行には申請が必要ですので、町役場にお越しの際は、対象となる人の資格確認書、窓口に来る人の身分証明書を持って来てください。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当
(1階 ③番窓口)☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。
対象者には、通知をします。次の支給年齢の人で通知が来ない人は問い合わせてください。

支 給 年 齢	祝金年額
満88歳 昭和12年7月2日～昭和13年7月1日が誕生日の人	1万円
満100歳 大正14年7月2日～大正15年7月1日が誕生日の人	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は、令和7年7月2日～令和8年7月1日までの期間の満年齢です。
※基準日：7月1日



★お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。

◆町スマート農業推進事業を実施します

町は、初期のスマート農業用機械の導入に関する評価を目的とし、魅力ある農業の基盤整備や「地域計画」に沿った担い手農家による農地の集積および集約を加速させるため、町スマート農業推進事業補助金を交付します。

■交付額＝

補助率1／2以内

上限30万円(千円未満の端数切り捨て)



■募集定員＝

2経営体（応募者多数の場合には、選考のうえ決定します）

■交付要件＝

○町内に住所を有する、町が認定する認定農業者や認定新規就農者、または町内に主たる事務所を有する集落営農法人など

○町税等に関する滞納がない者

○農業技術の向上や生産の効率化に資するスマート農業化に意欲的に取り組む者

○町が定める地域計画の担い手農家として名簿に登載された者 など

■申請期間＝

5月25日(月)～8月24日(月)

■申請先＝

町農業振興課 農政企画係

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



町公式サイトはこちら

◆町農業後継者支援事業を実施します

町では、農業後継者の確保と就農意欲の増進、さらには円滑な農業経営の継承を目的に、「町農業後継者支援事業」を実施します。

■交付額＝ 交付対象者1人あたり、総額100万円を3年間にわたり交付します。
(交付イメージ)

1年目…50万円 2年目…30万円 3年目…20万円 合計100万円

■募集定員＝ 1人（応募者多数の場合には、選考のうえ決定します）

■交付要件＝

○町内に居住する者

○3親等以内の親族で認定農業者であるものから、その経営を継承することが見込まれ、かつ、農業への従事およびその継続について強い意欲を有している者

○令和6年4月1日以後に継承予定農家(その経営を継承することが見込まれる農業経営体をいう)に就農した1年以内の者

○農業により生計を営むことを目的に、年200日以上かつ1,600時間以上の農作業に従事する者または従事することが見込まれる者

○継承予定農家に就農した日において、18歳以上50歳未満である者

○県、町、JAなどが実施する研修会などを通じて技術向上に努める者 など

■申請期間＝ 5月25日(月)～8月24日(月)

■申請先＝ 町農業振興課 農政企画係

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



町公式サイトはこちら

◆**水稻の病虫害防除(無人ヘリによる農薬散布)が行われます**

本年度の水稻の病虫害防除(無人ヘリによる農薬散布)が次のとおり行われます。地域の皆さんには、ご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解の上ご協力をよろしくお願いします。

■**実施時期** =

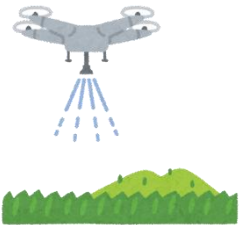
場 所		長田地区	梶山地区	その他の地区
実施日時	1 回目	7月15日(水)	7月22日(水)	7月29日(水)
	2 回目	8月17日(月)	8月22日(土)	8月28日(金)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は、危険ですので機体の周り20m以内には近付かないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、
JAみやざき 三股営農センター ☎:52-1122 をお願いします。

◆**令和9年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ・サル用)」・「ワイヤーメッシュ柵」の申し込みを受け付けます**

今回は、令和9年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■**補助対象** = ①防護用施設(電気防護柵 イノシシ・シカ・サル用)
②ワイヤーメッシュ柵

■**補助条件** = ①農耕林地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
③令和9年度に、電気防護柵、または、ワイヤーメッシュ柵を、作付けしている(田・畑)に設置すること。
④事業申請の時は「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■**標準事業費** = ①イノシシ用 9万5,000円
(柵の延長が250mの場合 令和8年度実績)
②ワイヤーメッシュ柵 1,400円/枚
(規格:1.2m×1.0m 令和8年度実績)

■**基準補助率** = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲内、個人負担金3分の1以上

■**申込期限** = 9月1日(火)
(注:申込期限を過ぎると受け付けできません)

■**申込方法** = 原則として、希望者本人が、農業振興課 農林整備係に申請してください。
ただし、申し込みが多い場合は、初めて申請する人を優先します。

★お申し込み・お問い合わせは、農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口)
☎:52-9089(直通)をお願いします。



◆各種相談

	相 談 名		期 日	時 間	場 所	相談内容	相 談 員	予約	予約・問い合わせ
1	行政相談		7月21日(火) 8月3日(月)	午前10時 ～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	国の行政全般についての意見、要望など	にしどめ ふみお 西留 文夫 うちむら よういちろう 内村 陽一郎	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
2	人権相談	特設	8月4日(火)	午前10時 ～午後3時	JR 三股駅多目的ホール 「M★ういんぐ」	いじめ・虐待・家庭内の問題 (夫婦・親子・離婚・扶養・相続)・近隣トラブル・金銭貸借・借地借家・登記などの悩み事	くろき まさひろ 黒木 正弘 いなどめ ゆみこ 稲留 由美子	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
		常設	平日	午前8時30分 ～午後5時15分	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)		人権擁護委員 法務局職員		宮崎地方法務局都城支局 ☎:22-0490
3	消費生活無料 法律相談	三股	8月13日(木)	午後1時30分 ～4時30分	町福祉・消費生活相談センター (元気の杜内)	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題	弁護士	予約制	町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
		都城	7月24日(金)	午後1時～4時	消費生活センター (都城市役所北別館2階)				都城市消費生活センター ☎:23-7154
4	無料法律相談		7月15日(水)	午後1時30分 ～4時30分	町総合福祉センター 「元気の杜」	土地・建物・登記・遺言・離婚・金銭面でのもめ事	司法書士	予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
5	成年後見制度の 無料相談		7月23日(木)	午後1時～4時	町総合福祉センター 「元気の杜」	成年後見制度の概要や利用方法		予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
6	こころの健康相談		7月10日(金) 8月21日(金)	午後1時30分 ～3時30分	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)	ひきこもり・抑うつ・精神科の病気・アルコール依存など	精神科医師	予約制	都城保健所健康づくり課 ☎:23-4504
7	おもちゃ病院		7月18日(土)	午後1時～3時	町総合福祉センター 「元気の杜」	おもちゃの無償修理		不要	横山健一 ☎:51-0241 増田親忠 ☎:090-1926-8783
8	休日(土曜日) 無料公証相談		7月25日(土)	午前9時 ～午後5時	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談	公証人役場 公証人	予約制	都城公証人役場 ☎:22-1804